

南島原市市制施行20周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南島原市市制施行20周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図に定めるとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、南島原市に属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、南島原市市制施行20周年記念ロゴマーク使用申請書(様式第1号)又は南島原市公式LINE申請に次に掲げる書類若しくは電子データを添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 使用イメージがわかるもの
- (2) 会社概要等（申請者が個人の場合は不要）
- (3) その他

2 市長は、前項の規定による申請について必要があると認められる場合は、申請者に対して書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許可するものとする。

- (1) 南島原市の品位を傷つけるおそれ又は正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) 次のいずれかに該当する者に益する方法で使用するとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第77号。以下「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員 (法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営若しくは運営に実質的に関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 第三者の知的財産権を侵害するおそれがあるとき。

(6) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、ロゴマークの使用を許可するときは、南島原市市制施行20周年記念ロゴマーク使用許可通知書 (様式第2号) により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の許可に際し、条件を付することができる。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、第5条の規定による許可を受けた日から令和9年3月31日までとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定により、使用の許可を受けた者 (以下「使用者」という。) は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された内容により使用すること。

(2) 許可を受けた使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) ロゴマークを使用して商標法 (昭和34年法律第127号) の規定による商標登録、意匠法 (昭和34年法律第125号) の規定による意匠登録の自己の権利を新たに設定し、若しくは登録し、又は著作権法 (昭和45年法律第48号) の規定による著作権に関する自己の権利を新たに主張しないこと。

(4) 南島原市が別に定める「南島原市市制施行20周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」に基づいて使用すること。

(5) 第10条に規定する使用状況に関する調査等に協力すること。

(6) 第5条第3項に規定により、条件を付された場合はそれに従うこと。

(7) ロゴマークを使用して作成し、又は製造した物件（以下「完成品」という。）は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(8) その他市長が不相当と認める方法で使用しないこと。

（許可内容の変更申請）

第9条 使用者は、許可を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは南島原市市制施行20周年記念ロゴマーク使用内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について許可する場合は、南島原市市制施行20周年記念ロゴマーク使用内容変更許可通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。

3 第1項の申請の許可については、第5条の規定を準用する。

（調査等）

第10条 市長は、ロゴマークの使用状況に関して必要があると認めるときは、使用者に対して報告を求め、又は実地に調査することができる。

（是正及び使用禁止等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

(1) 第5条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 第5条第3項に規定する条件に反したとき。

(3) 第8条各号の遵守事項を遵守しないとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を禁止し、又は使用の許可を解除することができる。

(1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認められるとき。

(2) 前項各号に該当すると認められる場合で、緊急を要するとき。

3 市長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許可を解除するときは南島原市市制施行20周年記念ロゴマーク使用禁止・使用許可解除通知書（様式第5号）

により、使用者に通知するものとする。

(責任の制限)

第12条 前条の規定により、使用者への是正の申入れ又はロゴマークの使用禁止若しくは許可の解除を行った場合、使用者に損害が生じても市は、その責任を一切負わない。

2 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月4日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに使用を許可したロゴマークの使用に係るこの告示の規定は、この告示の廃止後も、なおその効力を有する。

別図（第2条関係）



様式第1号（第4条関係）

南島原市市制施行20周年記念ロゴマーク使用申請書

年 月 日

南島原市長 様

（申請者）
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

南島原市市制施行20周年記念ロゴマークを使用したいので、次のとおり申請します。

記

使用用途	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所	

（連絡先）
担当者名：
電話番号：
メールアドレス：

- （添付書類）
- 1 使用イメージがわかるもの
 - 2 会社概要等（申請者が個人の場合は不要）
 - 3 その他

様式第2号（第5条関係）

南島原市市制施行20周年記念ロゴマーク使用許可通知書

年 月 日

様

南島原市長



年 月 日付で申請のあった、南島原市市制施行20周年記念ロゴマークの使用については、次のとおり許可します。

記

許可番号	第 号
使用用途	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
条 件	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

- ① 許可された内容により使用すること。
- ② 許可を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- ③ ロゴマークを使用して商標法（昭和34年法律第127号）の規定による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）の規定による意匠登録の自己の権利を新たに設定し、若しくは登録し、又は著作権法（昭和45年法律第48号）の規定による著作権に関する自己の権利を新たに主張しないこと。
- ④ 南島原市が別に定める「南島原市市制施行20周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」に基づいて使用すること。
- ⑤ 使用状況に関する調査等に協力すること。
- ⑥ 許可に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- ⑦ 許可に係る完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- ⑧ その他市長が不適当と認める方法で使用しないこと。

様式第3号（第9条関係）

南島原市市制施行20周年記念ロゴマーク使用内容変更申請書

年 月 日

南島原市長 様

（申請者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

年 月 日付けで許可を受けた内容について変更したいので、次のとおり申請します。

記

許可番号	第 号
使用用途	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
変更内容	

様式第4号（第9条関係）

南島原市市制施行20周年記念ロゴマーク使用内容変更許可通知書

年 月 日

様

南島原市長



年 月 日付で申請のあった、南島原市市制施行20周年記念ロゴマークの使用内容の変更については、次のとおり許可します。

記

許可番号	第 号
使用用途	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
変更内容	
条 件	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

- ① 許可された内容により使用すること。
- ② 許可を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- ③ ロゴマークを使用して商標法（昭和34年法律第127号）の規定による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）の規定による意匠登録の自己の権利を新たに設定し、若しくは登録し、又は著作権法（昭和45年法律第48号）の規定による著作権に関する自己の権利を新たに主張しないこと。
- ④ 南島原市が別に定める「南島原市市制施行20周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」に基づいて使用すること。
- ⑤ 使用状況に関する調査等に協力すること。
- ⑥ 許可に際して条件を付された場合それに従うこと。
- ⑦ 許可に係る完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- ⑧ その他市長が不適当と認める方法で使用しないこと。

様式第5号（第11条関係）

南島原市市制施行20周年記念ロゴマーク
（使用禁止・使用許可解除）通知書

年 月 日

様

南島原市長



年 月 日付け 第 号で許可した、南島原市
市制施行20周年記念ロゴマークの使用については、次のとおり（使用を禁止・使用許可を解除）
します。

記

1 （使用禁止・使用許可解除）の内容

2 理由